

-東京都PTA協議会・ユーザー専用-

個人情報漏えい補償制度のご案内

サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険

向春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2023年1月、一般社団法人東京都小学校PTA協議会は、小中連携が進む教育環境の変化に対応するため、「一般社団法人東京都PTA協議会」と名称を変更し、会員制度の見直しや東京都の単位PTA、PTA連合会がスマートに価値ある活動を続けていけるよう応援をしております。

その一環といたしまして、PTAの皆さまが適切に個人情報のお取り扱いをされる中で、万一、個人情報漏えい事故が発生した際の備えとして、「個人情報漏えい補償制度」の団体制度をご準備いたしました。PTAの皆さまの安心をお守りするための一助として是非ご検討ください。

* 2023年1月より一般社団法人東京都小学校PTA協議会は一般社団法人東京都PTA協議会に名称変更をいたしました。詳細は当会WEBページ (<https://ptatokyo.com>) をご覧ください。

一般社団法人 東京都PTA協議会

制度の特長・ポイント

①	PTA会員名簿の紛失、メールの誤送信など突然の情報漏えいリスクに対応！
②	情報漏えい等の事故が発生した場合はもちろん、実際に発覚する前の調査段階からの費用を補償します！
③	補償プランは1種類のみのシンプルプラン！
④	個人情報保護法改正(2022年4月施行)に対応しています！

加入締切日

2023年4月25日(火)まで

* 加入締切日までに加入依頼書のご送付と保険料のご送金をお願いします

保険期間

2023年5月1日午前0時～2024年5月1日午後4時

個人情報漏えい補償制度の概要(サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険)

①法律上の損害賠償金 	被保険者となるPTAが所有する個人情報の漏えいが発生した場合、またはそのおそれによって生じた法律上負担する損害賠償金を補償します
②各種費用に関する補償	上記①の事故が発生した場合に要した以下の費用を補償します。 ・サイバー攻撃対応費用 ・データ等復旧費用 ・訴訟対応費用 ・その他事故対応費用 ・原因・被害範囲調査費用 ・通知書もしくは詫言状の費用 ・弁護士などへの相談費用 - など
*サイバー・情報漏えい事故の発生に伴いお支払いする損害賠償金および費用は損害賠償請求ベース(注1)が適用されます。サイバー・情報漏えい事故を引き起こすおそれの段階における費用は、保険期間中にセキュリティトラブルが発見された場合に補償対象とします(発見ベース)。(注1)日本国内において事故が発生した場合、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に行われた場合のみ補償の対象とする特則です。同一の原因または事由に対する複数の被害者からの一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時に全てなされたものとみなします。	

PTAで生じる可能性のある個人情報漏えい事故

PTA所有のパソコンを作業中、ウィルスが混入。PTA会員の個人情報が漏えいしたことによる損害賠償責任を負うと同時に不正プログラムの除去費用が発生した。

PTA会員が自宅で作業をするためノートパソコンを持って帰る途中、電車内に置き忘れてしまい、PTA会員の個人情報が漏えいしたことにより損害賠償請求を受けた。

PTAの独自HPがセキュリティ監視サービスによりサイバー攻撃のおそれを検知したため、外部業者に調査を依頼。PTA会員の個人情報が流出してしまったため、損害賠償責任を負うと同時にサイトの復旧費用が発生した。



PTAでの個人情報の取り扱いについて

2017年5月の改正個人情報保護法の施行により、PTAでも、個人情報を適正に管理し、取り扱うことが求められています。

●基本的なルール

- ・会員から個人情報を集めるときは、目的を明らかにして承諾を得る。
- ・定められた目的以外には使用しない。
- ・集めた個人情報の保管にあたっては、パスワードをかけるなど、漏えい防止の措置を講じる。
- ・集めた個人情報を第三者に提供するときには、本人の同意を得る。
- ・提供先の個人情報の取り扱いについてもルールを順守させる。

新学期にPTAが名簿を作成するために、保護者からの同意なく学校から名簿を提供してもらうこともNGです。しかし、学校が個人情報を取得する際に予め保護者に対して「取得した個人情報を名簿作成の目的でPTA本部にも提供する」ことを伝えて、同意を得ていれば、個人情報をPTAに提供することは可能です。

ご契約プランと掛金例 保険期間:1 年間

項目			お支払い限度額(1請求・保険期間中)		
損害賠償責任に関する補償			5,000万円		
各種費用に関する補償			3,000万円		
掛 金 (例)					
100 名	200 名	300 名	400 名	500 名	600 名
3,300 円	6,300 円	9,300円	12,300 円	15,300 円	18,300 円

* 掛金には、年間保険料と制度運営費300円が含まれます。

* 上記掛金(例)におけるPTA児童・生徒1名あたりの年間保険料は、30円となります。

〈契約形態*団体契約〉

保険契約者	一般社団法人 東京都PTA協議会
加入者	各単位PTA
被保険者	各単位PTA

ご加入方法などについて(重要)

1. ご加入いただけるPTA	本補償制度にご加入いただけるのは一般社団法人東京都PTA協議会にユーザー登録済のPTA(*1)にかぎられます。 ユーザー登録がお済みでないPTAは同封の加入依頼書にてご登録と同時にお申し込みください。	
2. ご加入方法	①加入依頼書	必要事項を記載、PTA公印または会長ご署名の上、FAX、またはスマホ写真撮影・スキャン等によりメールでお送りください。(ご郵送は不要です)。
	②掛金	お送りいただいた加入依頼書を確認後、正式な掛金を取扱代理店より貴PTAメールアドレス:学校名@ptatokyo.com(*2)宛てにお知らせいたします。 ご確認いただき次第、 <u>所定の団体口座までご送金ください。</u>
	中途加入	締切日を過ぎてからのご加入(中途加入)に関しましては、裏面、取扱代理店まで別途ご相談ください。
3. 加入証について	加入証は別途PDFデータにて、6月上旬を目安に一般社団法人東京都PTA協議会より貴PTAメールアドレス:学校名@ptatokyo.com(*2)宛へお送り致します。 必ず受信いただけますようパソコンでの設定を事前にお済ませください。	

(*1)ユーザー登録	一般社団法人東京都PTA協議会へのユーザー登録は無料です。 加入依頼書記載のチェック項目をご確認の上、ご登録ください。 既にユーザー登録がお済みのPTAも再度ご確認をお願いいたします。
(*2)メールアドレス	貴PTAメールアドレス:学校名@ptatokyo.com の設定方法、アカウント・パスワードがご不明な場合は、一般社団法人東京都PTA協議会までお問い合わせください。

本資料はサイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。）
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等（不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて7日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。）
- ⑧ 専門業務（医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体美容、弁護士業務など）
- ⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
- ⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任（被保険者ごとに個別に適用します。）
- ⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
- ⑮ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ⑯ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ⑰ 履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災・破裂または爆発
イ. 急激かつ不測の事由による記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムの損壊、または機能停止
- ⑱ 他人の身体の障害または財物の損壊等。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。

など

事故の発生、またはそのおそれがある場合のご連絡先

日新火災事故受付センター

24時間365日対応



0120-232-233

*証券番号 2270165386 とPTA名をお伝えください

この補償制度のお問い合わせ先

■保険契約者

一般社団法人 東京都PTA協議会

〒105-0021

東京都港区東新橋2-2-10村松ビル6F

TEL 03-3431-1575 FAX 03-3431-7072

E-mail office05@ptatokyo.com

■取扱代理店

株式会社インターフィールド・トラスト

受付時間：(平日)9時～17時

*ご契約方法のご相談などはこちらまで

〒123-0863

東京都足立区谷在家1-23-11 WIZビル701

TEL 03-3857-9398 FAX 03-6740-8398

E-mail pta@interfield-trust.co.jp

<個人情報漏えい補償制度・専用サイト>

<https://interfield-trust.co.jp/ptatokyo.cyber/>



■引受保険会社

日新火災海上保険株式会社

東京第1事業部 東京東サービス支店

受付時間：(平日)9時～17時

〒130-0012

東京都墨田区太平4-1-3オリナスタワー16F

TEL 03-6700-6021 FAX 03-5619-0064



加入依頼書



① FAX 03-6740-8398

② pta@interfield-trust.co.jp

① FAX、または ②(本紙をスマホ写真撮影、またはスキャン等の上)メールにてお送りください

ご紹介する保険は一般社団法人東京都PTA協議会を保険契約者とし、そのユーザーたる単位PTAを加入者・被保険者として保険会社と締結するユーザー向け団体契約です。本制度にご加入いただけるのは一般社団法人東京都PTA協議会のユーザーです。一般社団法人東京都PTA協議会のユーザー未登録の方は団体規約に同意いただけただけのものとして、本制度加入前にユーザーとして登録させていただきます。また加入申込は一般社団法人東京都PTA協議会の登録確認を兼ねます。以上に同意いただける場合、下記□にチェックください。

(下記内容はすべてお申込日現在の情報をご記入ください)

申込日: 2023 年 月 日

☐ 一般社団法人東京都PTA協議会へのユーザー登録、及び加入申込に同意します

〈加入者情報〉

PTA名称	区立・市立 町立・村立		
PTA住所 (学校所在地)	〒 -		
PTA児童／生徒数	名		
ふりがな			PTA 会長ご署名またはPTA公印
PTA 会長名			印
PTA 担当者 (保険に関する ご担当者様)	ふりがな		ご連絡先 TEL
	氏 名		
	E-mail		
	FAX-No.	(FAX 受信環境のない場合は結構です)	

〈掛金ご送金先〉 ＊振込手数料は加入者様にてご負担ください

PayPay 銀行 ビジネス営業部(005) 普通預金 3695367 一般社団法人東京都PTA協議会

取扱代理店 使用欄	★取扱代理店より掛金を算出、下記へ記載の上 “貴PTAメールアドレス: 学校名@ptatokyo.com”へお知らせいたします★			
	掛金	円	確認者	/

本紙をお送りいただいてから2営業日を経過しても取扱代理店より連絡のない場合はお手数でもご連絡のほどお願い致します。

加入依頼書＊締切日	2023 年 4 月 25日(火)
掛金ご送金＊締切日	2023 年 4 月 27日(木)

＊締切日に間に合うよう、余裕をもってお手続きください。

『個人情報の取扱いについて』

一般社団法人東京都PTA協議会、及び㈱インターフィールド・トラストではご記入いただきました各種情報(個人情報含む)をもとに、団体・個人情報漏えい補償制度への加入手続きを行います。また同各種情報(個人情報を含む)を一般社団法人東京都PTA協議会及び㈱インターフィールド・トラストが本制度引受保険会社たる日新火災海上保険株式会社に提供することをご同意のうえ、ご記入ください。